

令和3年度事業計画

社会福祉法人愛生会

令和3年度 社会福祉法人愛生会事業方針

1. はじめに

令和2年度は介護業界だけでなく、日本全体で新型コロナウイルスによる未曾有の事態に陥った1年でした。愛生会の事業運営も、感染症対策に労力を割かれただけでなく、収入・支出・ご家族対応・職員の健康管理等に影響が出た1年でした。引き続き安全確保のための徹底した対策を講じて参りますが、ご利用者様やご家族様へのご不便を最小限にし、社会福祉法人としての役割や使命を全うするために取り組んで参ります。

令和3年は介護報酬改定の年になりますが、国の示す方向性を正しく把握し、地域のニーズに応えられる対応を取らなければなりません。感染症及び災害対策の強化、L I F Eの活用、基本報酬の見直しから求められるケアの質の向上、生産性の向上を目指した介護ロボットの導入が課題となってきます。

各事業所においては、入所率や稼働率の向上のみならず、より一層のサービスの質の向上に取り組んで行き、併せて職員のための職場環境の向上にも引き続き取り組んで参ります。

2. 令和3年度の主な取り組み

(1) 介護報酬改定により義務化された事項への適正な取り組み

- ・感染症対策の更なる強化
- ・業務継続に向けた取組の更なる強化
- ・ハラスメント対策の強化
- ・高齢者虐待防止の更なる推進

法人として一体化して取り組むもの、事業所ごとに取り組むものを整理し、効果的・効率的な対応を行っていく。

(2) L I F Eへの対応

- ・運用における内部体制の検討とそれに伴う業務の増加量の見極め

(3) 人事考課制度の改革

- ・採用後の育成モデルが近年大きく変化しており、それに即した制度の構築が必要である。
- ・現状に見合った評価制度にし、職員の満足度を更に高めて、よりスムーズな育成ができる体制を構築する

(4) 予算管理を徹底し、中長期を見据えた適正利益の確保

①以下の事項を引き続き想定し、計画的に管理をしていく

- ・ 人件費および職員採用に伴う支出の増加
- ・ 建物および備品の経年による修繕費等
- ・ 介護ロボットやI o T製品の導入

②今一度コストの見直しを図り、無駄があれば省いていく

(5) 感染症対策の徹底

令和3年3月時点でも決して油断できない状況であり、また、いわゆるリバウンドも懸念されるので引き続き感染症対策を徹底していく。

(6) 社会福祉法人としての使命の全う

社会福祉法人の運営にあたり、ガバナンス（企業統治）の強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化、公益的な取り組みは責務であり、引き続き適正に執り行っていく。

特別養護老人ホーム愛生苑
ショートステイ愛生苑
令和3年度事業計画

令和3年度 特養部門事業計画

1. 令和2年度の総評

2年度においては、感染症対策につける1年となりました。新型コロナウイルス感染予防対策においてご利用者並びに職員の健康管理や感染予防における衛生管理、受診前後の対応、物品の管理など、施設全体での取り組みと経過確認、予測を踏まえたシミュレーションや予防対策への基礎知識に重点をおき励んだ1年となりました。その為に、通常の余暇活動や面会などに大きな影響を及ぼすことになりました。今年度は法改正もあり、更なる感染予防対策への取り組みや各種委員会の充実を図り、指針並びにマニュアルの見直し、訓練、発生時のシミュレーションの強化に取り組んでいきます。また余暇活動ならびに退所から入所の更なる早期対応への充実も図る次第です。

2. 部門方針

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策

・施設内の感染対策と内容

課 題	【取 り 組 み 方 針】	担 当
施設内の感染対策	①感染症委員会の開催を2か月おきに行う ②議題は次の項目別に協議を行う (1)指針、マニュアルの再点検 (2)感染対策の実施状況と点検 (3)環境衛生、消毒箇所の実施状況と点検 (4)感染症への研修(勉強会) (5)使用物品の在庫数、配置場所の点検 ③シミュレーション(感染の疑い、発生時) (1)ご利用者への対応 (2)職員への対応 (3)病院、行政機関との連携 (4)ゾーニング (5)ご家族、外部業者の対応 (6)使用物品の配置場所 (7)廃棄物運搬ルート (8)職員の担当役割 ④各課の役割と業務内容の確認	施設長 統括部長 各課主任職 感染症委員

(2) 各種委員会の向上と見直し

- ・各種委員会の運営規程、指針、研修、訓練、担当者の選任などの見直しを改正内容に応じ適正化を図る
- ・部門内と法人の共同作業による、業務継続への取り組み

課 題	【取 り 組 み 方 針】	担 当
感染症委員会	①指針の見直し・策定、研修（勉強会）、訓練（シミュレーション）、会議の計画と実施 ②上記①の評価と課題分析	施設長 統括部長 感染症委員
リスクマネジメント委員会	①運営基準、指針の見直し・策定、研修（勉強会）、会議の計画と実施 ②現状の委員会構成や実務内容、書式の再検討と実施 ③事故発生前や発生後の要因分析、防止対策の実施及び職員への周知体制の整備 ④専門研修を受けた職員配置体制（義務）における部門管理を組織的に整備する	施設長 統括部長 リスクマネジメント 委員選任担当者
権利擁護、 虐待防止委員会	①運営基準、指針の見直し・策定、研修（勉強会）、会議の計画と実施 ②現状の委員会構成や実務内容の再検討 ・発見、報告並びに相談体制の強化と周知 ③専門研修を受けた職員体制における部門管理体制の強化	施設長 統括部長 相談課主任 虐待防止委員
身体拘束廃止委員会	①運営基準、指針の見直し・策定、研修（勉強会）、会議の計画と実施 ②現状の委員会構成や実務内容の検討と実施 ・発見、報告並びに相談体制の強化と周知 ③部門管理体制の強化	施設長 統括部長 相談課主任 身体拘束委員
業務継続強化への 取り組み（BCP）	①災害時の事業継続体制の基本方針並びに行動計画の策定 ②新型コロナウイルス感染症発生時の事業継続体制の基本方針並びに行動計画の策定 ※上記①②共に法人と特養部門との協議にて定期的に会議を行い研修や訓練を開催していく	施設長 事務長 統括部長 各課主任職

(3) 基本サービスの充実化

- ・ 栄養ケア、口腔衛生管理の強化
- ・ P D C Aを回しながら基本ケアの標準化を行い根拠に基づいたケアを展開する

課 題	【取 り 組 み 方 針】	担 当
栄養ケア・ マネジメント	①ご利用者の状態に応じた栄養ケアマネジメント（栄養管理）の強化 ②管理栄養士を増員し、更に栄養管理を計画的に行える体制を整える ③ケアカンファレンスにおける栄養評価、計画、改善、評価を行いご利用者ごとの栄養状態の把握並びに情報を把握し維持や改善を図る ④低栄養状態のリスクが高いご利用者に対し医師、看護師、管理栄養士が共同で作成する計画に対し、ミールラウンドを定期的に行い、嗜好なども踏まえ調整を図る ⑤終末期ケア、褥瘡予防委員会へは今後も管理栄養士の参加を継続	統括部長 管理栄養士 各課主任職 嘱託医 介護支援専門員
口腔衛生管理	①ご利用者の状態に応じた口腔衛生の管理体制を整備 ②歯科医師、歯科衛生士、看護・介護職と口腔衛生管理を計画的に行う ③訪問歯科医師、歯科衛生士の指示や助言、研修指導を看護・介護職が定期的に受け、訪問時に随時相談でき且つ日常的な口腔ケアの向上へと繋げる	統括部長 訪問歯科医師 歯科衛生士 各課主任職 介護支援専門員

(4) 科学的介護への推進とP D C Aの介護方針

- ・ 情報収集と入力作業
- ・ L I F Eの活用

課 題	【取 り 組 み 方 針】	担 当
情報収集と入力作業	・ 専門職の役割分担制によるADL・栄養状態・口腔機能・疾患や認知症などの情報を正確に記録する ・ 介護ソフトを活用し作業効率を図る	統括部長 各課主任職

	<ul style="list-style-type: none"> ・カンファレンス内でPCやタブレットを用いた確かな情報の入力作業を試みる 	
L I F Eの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的介護情報システムの参加 ・L I F Eの収集項目を活用し、介護計画のアセスメントへ繋げる ・L I F E情報データのフィードバックにより、ケアの特性や在り方を客観的に捉えカンファレンスで検証していく ・各介護支援内容を、根拠に基づいた介護計画へと導きケアの向上へ繋げる ・P D C Aによる介護支援の確立 	統括部長 各課主任職

3. 各課の取り組み

＝生活相談課＝

「業務継続体制の強化とサービスの適正化」

(1) 業務継続体制の強化

令和2年度特養利用者動向として、重度利用者受け入れを継続し平均要介護度4を維持していく中で、入退院を繰り返すケースや長期入院のケースが多く発生しました。またコロナ ウイルス感染症対策に追われる1年となり、入所までの準備作業においても、事業所内外の要因からスムーズに行えない状況から空床が多く発生しやすい状況でした。令和3年度は、引き続き感染症対策を講じた上で入所業務を遅延なく受け入れできる体制を維持し、利用者の生活場所となる施設運営の継続性強化を図っていきます。

課 題	【具体的な取り組み】
入所準備作業	①退所者発生への備え（入所待機者3名確保） ②新規入所者PCR検査実施 ③入所準備の進捗管理・期間短縮化 ・他事業所状況や検査項目増加による影響を考慮 ④グループ内事業所連携による早期入所
空床期間削減	①利用者入院先の医療SWとの連携 ・入院者の病状確認による、退院目途の把握 ・退院後の利用者状態に合わせた受け入れ体制を準備

	①退所の見極め ・入院後1カ月が経過した段階で家族・病院側との状況確認 ・長期入院による空床削減
受け入れ体制充実化	①科学的介護推進によるチームケア ・多職種連携や必要情報活用による把握管理 ②エリア別の介護体制の見直し ・新規受け入れにおける体制整備、適切な居室の設定 ③入所における感染症予防 ・利用者の生活環境を保全し、サービス継続の安定性を確保

(2) サービスの適正化

令和2年度、新型コロナウイルス感染症対策により利用者生活においては自粛や制限が多く、体調管理面で心身ともに利用者への影響が懸念される1年でした。また、家族との対面機会も減り、関係性の希薄化やその他生活状況を理解しづらいことで認識の差も生まれやすく、説明においては内容に重点を置いた対応が求められ、日々のデータを活用することで情報共有や理解に努めました。

令和3年度は、感染症対策を継続した中でも利用者別に適したサービスが提供されるよ

うにエリア別の介護環境を見直し、情報共有と活用、個別サービスの適正化、介護体制の見直しに重点を当てて取り組んでいきます。

課 題	【具体的な取り組み】
情報共有と活用	①科学的介護の推進・フィードバックによる必要情報の活用 ②家族や外部連絡、相談内容の共有・管理 ③部署内外業務の進捗管理 ④ケア・リスクマネジメントの進捗管理
個別サービス適正化	①入所時アセスメントの強化からニーズを把握し、必要情報をシンプルかつ確実に共有できる体制づくり ②カンファレンスやケアプランの活用 個別ニーズや苑の方針に沿った介護サービスの調整・適正化 ③利用者・家族参加型の意思確認や検討機会の設定 ④法改正に伴う新規加算取得
エリア別介護体制の見直し	①エリア別各職員スキルや専門性の底上げ ②科学的介護データ活用による、適切な介護環境づくり ③多職種連携による適切な人的支援、組織力強化

	④エリア間の情報共有機会
--	--------------

＝介護サービス課＝

「エリア別介護移行への着手、教育、レク活動の充実」

(1) 令和2年度の振り返り

エリア別介護の第一工程として介護職員のフロア固定勤務を予定通り実行できました。ご利用者の把握問題など職員の負担軽減ができた一方で、配置職員の少ないフロアでは業務が延長し残業が発生する事もありました。今年度は各フロアの職員配置数を見直し、適正な配置数を整えていきます。

委員会活動ではリスクマネジメントが充実し、発生事故に対する対策・取り組みが毎月

行われてきました。服薬事故ゼロの目標は年間を通して減らす事ができましたが、不明外傷の発見報告が上げられ、次なる課題も残る結果となりました。今年度は教育に力を入れ、職員の介護技術向上を更に図ります。手法として勉強会や研修はオンラインを活用し、専任担当者を配置した中でOJT体制の見直しも併せて改善を図る予定です。

2年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴い多くの外出行事が中止になりました。ご利用者の生活を楽しみあるものとして支えられるよう、レクリエーション活動内容を見直していきます。「毎月できる」をテーマに計画していきます。そして、科学的介護を取り入れPDCAを展開し、ご利用者にとって良いケア、根拠が明確な生活支援へと職員体制の底上げを目指します。

(2) エリア別介護第2工程

計 画	【具体的な取り組み】
職員配置と勤務調整	①各フロア勤務配置数の調整 ・食事介助者が増加傾向な1階フロアの職員配置を増員 ・配置職員の業務時間を調整 ②食事提供時間における職務配置の見直し
業務内容の見直し	①1階配置職員の業務と役割の再検討 ・勤務時間に合わせて業務内容を検討する ・休憩時間、レク活動時間、待機問題の検討 ②エリア別（フロア別）勤務職員の業務内容再検討 ・業務マニュアルの再検証と修正、周知
エリア（各フロア）別	①各エリアの生活目的に沿った方の調整 ②ご利用者への説明と同意

の居室配置	③可能なご利用者から随時移動
-------	----------------

(3) 教育

計 画	【具体的な取り組み】
教育担当の選出	①2階、1・3階配置副主任から1名ずつ教育担当を選出 ②主任、OJT 職員との中継役となり、育成に関わる ③勉強会の計画と実行 ④OJT 指導マニュアルの改訂
介護技術の確認と評価	①介護職員への介護技術点検 ・個々のスキルに応じ介護実務状況を確認 ②改善点、良い点などを個人面談にてアドバイスをを行い技術向上を目指す
勉強会、研修参加	①感染症予防対策にて3密を避け、少人数で開催 ・オンライン研修を取り入れ、勤務時間内や全職員が参加できるように調整及び計画を立てる

(4) レク活動の充実化

計 画	【具体的な取り組み】
レクリエーション (余暇活動)	①身体状況に合わせ少人数のグループを作る ・レク委員会が中心となり決定する ②金曜日は(午後14:30～)レク活動の日とし、全グループが活動できるようにする ・レク委員会が活動内容を決定し、必要物品を揃える ・早番がレクを行う ・レク終了後はケース記録(介護ソフト)へ入力する (ご家族へも提示できるようにしていく)
外出の機会	①月2回ドライブに出かける ・開催日はシフト作成時に決定し、月間予定へ組み込む ・運転手、付き添い職員の2名が確保できる日に開催 ・午後14:30～30分程度外に出て気分転換を図る ・外出直前に検温の実施 ・コロナウイルス感染予防対策に留意する ・担当職員は帰苑後にケース記録(介護ソフト)へ入力 ②近隣散歩 ・中庭、苑敷地内など外に出て外気浴をする

	・一人5～10分程度とし、気分転換を図る
お楽しみおやつ の 定期開催	①お楽しみおやつを毎月開催 ・和菓子やケーキなどバイキング形式を取り入れる ・食品購入は担当職員とし、午後のおやつ時に提供 ・開催日はレク委員会が調整

＝医務サービス課＝

「施設内・外とのスムーズな連携をはかり、ご利用者が適切なタイミングで必要な医療ケアが受けられる環境を維持する」

（１）令和２年度の振り返り

国内の新型コロナウイルス流行に伴い、昨年度までと比較して有熟者の早期受診が必要となったため、受診件数が大幅に増加しました。また、誤嚥性肺炎や尿路感染で入退院を繰り返すご利用者が多く見られ、これらの再発予防と早めの状況把握・対応が大きな課題となった１年でした。発熱者は必ず受診という流れから、コロナ禍での「老衰状態のご利用者の施設での看取り」に関しても、今まで以上にご家族や病院と十分に話し合っておく必要性が求められました。

経過として、インフルエンザ・感染性胃腸炎・新型コロナウイルスと共に施設内で集団感染は発生しませんでした。引き続き全部署による集団感染予防の徹底、発生時の対応について十分な話し合いを重ね、さらに詳細な計画や訓練、シミュレーション、関係機関との連絡体制の確立と、重要課題に挙げ３年度の取り組みにしていきます。人員体制に関しては、各看護職員の残業時間の増加が見られているため、業務管理及び内容の見直しを行っていきます。

（２）集団感染予防

計 画	【具体的な取り組み】
新型コロナウイルス 感染症を含む 感染症対策強化	①情報の収集・共有 ・地域管内の発生状況 ・協力病院や普段利用する病院の診療体制 ・県より発表される情報を把握し、施設内での感染予防対策の変更点の有無を把握し、課内・関係部署と必要に応じ随時共有する。 ②就業時の感染予防対策の徹底 ・マスクの正しい着用 ・正しい手洗い、手指消毒

	<p>・定時の換気・環境の消毒 ・会議などの3密回避</p> <p>について施設職員・ご利用者に対し医務課として、必要時に適切なタイミングで統一した働きかけが出来るようにする。</p> <p>③ガウンテクニックをご利用者に関わる全職員が正しく行えるよう、職員へ計画的な訓練や研修会を実施する。</p> <p>④感染予防委員会（2ヶ月に1回）の他に、施設内での初動の目安や医務的指示内容を課内で明確にしていく。課内でも感染症発生時のシミュレーションを行う。</p>
感染予防マニュアルの見直し	<p>①感染予防マニュアルを見直し、必要に応じ委員会で検討・修正を行う。</p> <p>②根拠が明確な、誰もが理解しやすい対応策を疾病ごとに整備する。</p>

（3）多職種との連携

計 画	【具体的な取り組み】
職員育成	<p>①各看護職員が他職種との連携を意識し、ご利用者の状況変化を的確に把握することが出来るよう、且つ食事摂取状況などの関わりが増やせるよう、業務の見直し・検討を行う。</p> <p>②看護職員全員がケース会議・リスク委員会・褥瘡予防委員会などの参加必須の各種委員会に参加できるよう育成状況の進捗管理を行う。</p>
確認作業の改善	<p>①何か別の業務と並行して内服セットやダブルチェックを行わなければならない状況を作らないよう、業務分担や手順について見直し・改善を図る。</p>

（4）協力病院・嘱託医との連携

計 画	【具体的な取り組み】
受診・入退院に支障がない状況の確保	<p>①ご利用者が入退院を繰り返す可能性の把握・ご家族の意向の確認を適切なタイミングで行う。</p> <p>②新型コロナウイルス感染発生時の受診体制、回診などについて協力病院に随時確認をとる。</p>
施設内看取りについて	<p>・老衰での施設内看取り対応について、発熱などを伴った際の対応について、施設嘱託医・協力病院と協議し、コロナ禍でも、通常の看取り対応が出来る体制を検討する。</p>

(5) 介護報酬改定に伴う業務内容の検討・見直し

計 画	【具体的な取り組み】
人員の確保	①常勤換算 3.6 以上の人員配置を確保し定着を図れるよう問題点の早期発見、早期対応に努める。 ②残業時間を削減できるよう、業務内容の見直し・作業分担を行い、時間短縮を図る。 ③各会議への参加が確実に出来るよう、シフトや受診日程を調整する。
口腔衛生管理加算	・ 歯科医師・歯科衛生士とのコミュニケーションをとりながら、ご利用者の情報提供を行い、会議・計画書・指導内容の確認、ケア状況にも関わる体制を「人員の確保」②、③同様に行う。

＝ショートステイ＝

「感染症対策における受け入れ体制維持」

令和 2 年度は在宅介護生活困難となった中長期期間利用者の受け入れ体制を継続する

ことによって稼働率を維持してきました。その反面、コロナウイルス感染拡大への懸念からの利用キャンセルや入院によるキャンセルが発生することで稼働率が大きく左右される状況にありました。また、新規受け入れも継続していましたが一時的な利用に留まり、年度を通して実人数の増加は図れませんでした。

令和 3 年度は、引き続き感染症対策へ取り組み、感染症発症時の受け入れ体制を想定しながら運営事業継続を図り、個別サービスの質や満足度の維持向上や稼働率維持に努めていきます。

計 画	【具体的な取り組み】
受け入れ体制の維持	①感染症予防への取り組みと感染症発生時の対策フロー作成 利用フロア、居室の固定化による集団感染予防 ②事業継続性の確保（BCPを含め） ③相談窓口対応の迅速化
個別サービス品質	①要望や施設方針を踏まえた個別支援計画を作成 ②個別ケアチェック表を作成し、ニーズを可視化して共有 ③必要時カンファレンス等を活用し意見交換や改善策を検討 利用ニーズの変化に対応

	④営業報告
サービス満足	①事業所内外で利用者情報共有を図り、フォローできる体制 つくり、求められる正確な情報を共有、理解のズレを防止 ②入所時と変わらない状態で帰宅できることを基本とする ③内部資源の活用 ニーズを満たすような余暇活動やケアを提供 ④問題発生時の迅速対応と正確性

＝栄養管理課＝

「業務の効率化と栄養ケア・マネジメントの充実を図る」

(1) 令和2年度の振り返り

個別化する栄養管理にてスクリーニング、アセスメント、ケア計画、実施・チェック、モニタリング、評価と一連の流れに時間を費やす事が多い傾向となりました。ご利用者の中には年齢と共に、摂食・嚥下状態の低下から、体重減少、栄養状態が不良になる方も増え、前年度に続き栄養改善の主として個別の補助食品の使用量も増加傾向にありました。献立では、前年同様に献立作成者と献立内容・施設の目標栄養量に近づく様に、意見を

出し合い、前年度の振り返りに挙げた主食の形態と細かなグラム数については、委託側と話し合いを重ねて、50g等の切りの良い数字に設定を行い、栄養改善や業務の簡素化を緩やかですが図ることが出来ました。

コロナ禍により、行事に関しては秋祭りやマグロ解体ショー、1階のみおでん屋台等、中止するイベントがあったなか、代替にてケーキバイキングやお楽しみおやつにて選ぶ楽しみを提供する事ができました。

(2) 基本サービスの充実化

- ・栄養ケア・マネジメントが基本サービスとして改正されることから、前年度に引き続きご利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う

計 画	【具体的な取り組み】
栄養管理の向上	①個別の栄養ケア・マネジメント（栄養計画）への取り組み ・ご利用者全員の栄養ケア計画の作成 ・栄養スクリーニングにて、低・中・高リスクとグループ化 とした傾向対策に取り組む ②各カンファレンスからの個別な情報収集の強化

	③ミールラウンドによる個別記録・経過情報の充実化
栄養改善	①ご利用の状態に応じた個別に算出した栄養価の作成 ②委託業者との連携 ・栄養改善の情報共有と改善提案 ・食材やメニュー、栄養値の協議と改善 ③嘱託医、看護師、介護と連携した栄養計画と評価 ・栄養状態リスクの高・中・低の順で計画的な栄養改善

(3) 業務改善

計 画	【具体的な取り組み】
業務改善	①時間管理と月間・年間スケジュールの作成 ②新規入所者の栄養計画作成における情報収集依頼 ③入力作業の役割分担制と介護ソフトの活用による効率化 ④関わる業務の選定（会議、買い出し等） ⑤人員増員による分担業務の確立

令和3年度 栄養管理課 年間予定表

	行 事	内 容
4月	開苑記念日	桜、春のお菓子
5月	子供の日	抹茶のお菓子
6月	県民の日	ソフトクリーム屋さん
7月	土用の丑の日	7日七夕ちらし、塩まんじゅう
8月	暑気払い	東北祭りのお菓子、はちみつお菓子
9月	敬老会（秋祭り）	お祝い膳、秋祭り屋台、ソフトクリーム屋さん
10月	中秋の名月	秋の収穫祭おやつ①
11月	マグロ解体	マグロのお刺身、秋の収穫祭おやつ②
12月	クリスマス・餅つき	クリスマス食、おしろこ、年越しそば
1月	正月	三が日お正月料理、甘酒
2月	お楽しみ食	うな重
3月	ひなまつり	桜まんじゅう、桜餅、春のパン祭り

※その他：お楽しみおやつ、おやつバイキング等

4. 令和3年度 年間行事計画

	装 飾	定期的	行事・外出	月間レク
4月	春の装飾 鯉のぼり (中旬～翌5日)		お花見ドライブ	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
5月	↓	お楽しみ入浴 お楽しみおやつ	つつじ見ドライブ	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
6月	夏の装飾 七夕飾り作り (下旬予定)	お楽しみおやつ ソフトクリーム屋		DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
7月	七夕飾り	お楽しみおやつ	アイスクリーム屋	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
8月	↓	お楽しみおやつ	すいか割り	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
9月	秋の装飾	お楽しみおやつ ソフトクリーム屋	秋祭り(敬老会) バラ園外出	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
10月	↓	お楽しみおやつ お楽しみ入浴	縁日	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
11月	↓ 冬の装飾	お楽しみおやつ		DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
12月	クリスマス飾り 正月飾り (28日～翌7日)	お楽しみおやつ お楽しみ入浴	クリスマス会	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
1月	↓	お楽しみおやつ	初詣	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道
2月	↓ ひな人形 (下旬～翌3日)	お楽しみおやつ	節分(豆まき)	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他

3月	↓ 春の装飾	お楽しみ入浴	いちご狩り お花見	DVD・音楽鑑賞 各種脳トレ、書道 外出ドライブ、その他
----	-----------	--------	--------------	------------------------------------

5. 令和3年度 訓練、研修計画

	訓練、社内研修(勉強会)	担当者	外部研修予定
4月	身体拘束、虐待研修①	身体拘束、虐待防止委員会	開催時、随時参加 ・身体介護各種 ・看取り介護 ・虐待予防 ・褥瘡予防 ・感染症対策 ・リスクマネジメント 担当選任者 ・権利擁護、身体拘束 ・防災 ・認知症ケア等 ・喀痰吸引研修 ・ハラスメント ・BCP
5月	避難訓練 感染症対策①	防災委員会 感染症委員会	
6月	リスクマネジメント①	リスクマネジメント委員会	
7月	褥瘡①	褥瘡予防委員会	
8月	ターミナルケア	介護、医務課主任職	
9月	避難訓練 身体拘束、虐待研修②	防災委員会 身体拘束、虐待予防委員会	
10月	感染症対策②	感染症委員会	
11月	認知症ケア	介護課主任職	
12月	避難訓練 リスクマネジメント②	防災委員会	
1月	感染症対策③	感染症委員会	
2月	褥瘡②	褥瘡予防委員会	
3月	ハラスメント対策	統括部長、施設担当者	

在宅介護支援センター愛生苑
令和3年度事業計画

令和3年度 在宅介護支援センター愛生苑部門計画

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、令和3年度介護報酬改定では感染症や災害への対応力が求められた。住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、適時必要なサービス提供を切れ目なく提供するために、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを行うとともに、地域包括ケアシステムの推進において、より質の高いケアマネジメントを提供するための取り組みを行う。

部門方針： 「 地域に選ばれる対応力のある事業所へ 」

(1) 質の高いケアマネジメントの実現

①ケアマネジメントの資質向上のための会議及び研修等の実施

内 容	具体的な取り組み
定期的・計画的な会議開催	<ul style="list-style-type: none">・事例検討を用いたスーパービジョンの実施（月1回）・個々のケースについての進捗報告会（月1回）・ケアマネジメントの質の向上を目的とした利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等を目的とした会議（週1回：毎週月曜日）・ケアマネジメントの質の向上についての検討会議（年2回）
計画的な研修参加（外部）	<ul style="list-style-type: none">・計画的な法定研修（更新研修、実務研修）：主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修・個別研修計画に基づく行政、地域包括主催の外部研修・地域で開催されるオンライン研修の活用・他法人の運営する居宅介護支援事業所との合同研修（年2回）
強化すべき項目についての研修（内部）	<ul style="list-style-type: none">①保健医療<ul style="list-style-type: none">・医療知識（難病、精神疾患、高齢者に多い疾患）・認知症の医学的理解、周辺症状への対応力の強化・ターミナルケアの対応力の強化②権利擁護（成年後見制度、虐待に関する内容）③法令理解（令和3年度報酬改定項目の周知徹底と実践）④介護保険以外の制度活用の理解⑤自立支援のためのケアプラン作成力の強化

② 利用者に適切なサービスが切れ目なく提供できるための取り組み

内 容	具体的な取り組み
業務継続に向けた取り組み	感染症及び自然災害に対する事業継続ガイドラインの整備及び、研修・訓練等の実施
地域包括ケアシステムの推進	①「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の内容に沿った取り組み、ターミナルケア加算の算定 ②特定事業所の体制確保 ・特定事業所加算Ⅱの継続算定 ・公正中立性を確保し、特定事業所集中減算、運営基準減算の回避 ・状況に合わせた適正な担当件数の確保（ケアマネジャー1人当たり要介護32件/月の請求件数の維持） ・入退院における3日以内の医療連携と加算の取得

(2) 働きやすい職場環境づくりの推進

内 容	具体的な取り組み
ケアマネジメント業務の効率化推進	①記録作業の効率化、業務書式の見直し、支援経過記録の記載方法の統一 ②行動指針、事業所ルールの明確化 ③残務処理に費やす残業時間の削減
ケアマネジャーの後方支援への取り組み	①新規契約や困難ケースの同行訪問（管理者、主任ケアマネジャー） ②スーパービジョンの機能発揮（適時、主任ケアマネジャー） ③職員の健康状態の把握、困りごとや働き方の相談（管理者） ④担当ケアマネジャー不在時の対応が円滑に行えるよう、日ごろからの記録の整備、報告連絡相談の意識化 ⑤後進の育成、
人事育成	①令和4年度の人員強化（5人体制）を見据えた準備 ②法定研修実習生の受け入れ（年1回）

(3) 関係各所との連携強化

内 容	具体的な取り組み
行政、地域包括支援センターとの連携	・虐待の疑いがあるケースは速やかに報告する ・困難ケースや問題があるケースは速やかに報告し連携を図る
地域の他居宅介護支援事業所との連携	・やちよケアマネネットワーク、千葉県介護支援専門員協議会を活用した地域の医療介護の情報収集、研修会の参加 ・合同研修会実施のための会議、打ち合わせの実施

ケアハウスガーデンライフ八千代
令和3年度事業計画

令和3年度 ケアハウスガーデンライフ八千代部門計画

1. 令和2年度の総評

今年度は5月に夫婦部屋の方が1名退居となり、そのまま2人部屋を一人でご利用となりました。11月に1名退居になった際に原状回復を内装業者に依頼したところ仕事が立て込んでおり作業の終了までが予想以上に遅くなり、次の入居まで時間が掛かってしまいました。2月にも1名退居されましたが、こちらは2月中に作業が終了し3月中旬には次の入居者様が決まり年度末には満床状態になりました。

レク活動面では新型コロナウイルスの影響で1年を通しソーシャルディスタンスを考慮し活動を行いました。体操はご入居者の運動不足解消も考慮し緊急事態宣言発令中も消毒・ソーシャルディスタンス・換気を十分に行う事を徹底して行ってきました。外出・外食行事は基本的に中止し外食の代替企画としてお弁当企画・スイーツ企画を実施しました。お寿司のテイクアウトは皆様好評でしたが、焼肉店のお弁当はお肉が固くなってしまっている事もあり一部の方には不評でした。スイーツ企画は普段ご自身では買いに行けない（遠方の為）ようなお店の変わったお菓子の為皆様喜ばれていました。

面会については特養と連動し一時期中止としていましたが徐々に緩和させ、現在は1家族2名まで30分限定で居室での面会を継続して行っています。

買い物外出も緊急事態宣言後は中止とし、代替案として職員が代行して買い物をを行いご入居者の外出出来ないストレスをいくらかは緩和出来たと思います。

各職員がご入居者の様子観察をしっかり行っており、普段と違う様子を察知し本人や家族と相談し素早く受診する事が出来ました。受診後そのまま入院となってしまうケースもありましたが、気付かずに重症化する前に受診する事が出来たことは良かったと思います。コロナ対策としてマスク着用・消毒・換気を徹底して行い、コロナ発症者やクラスターが発生する事無くご入居者が過ごせていますので、今後も気を緩める事無く対応していきたいと思います。

2. 令和3年度部門方針

(1) 入居者の身体状況の把握及び緊急時の対応

《取り組み》

昨年度に続き新型コロナウイルス対策として、体温測定・血圧測定を毎朝行い、ご入居者の通常の状態を常に確認し把握しておく。状態が普段とは違う場合を早急に気づけるようにする。

1. 普段と状態が違う場合は必ず職員同士で確認を行い経過を細く記録する。場合によっては救急対応を実施する事もあるので焦らず対応する。
2. 緊急対応法の研修に参加する。
3. ケアハウス内でも緊急対応の勉強会を行い、他部署で実施される勉強会にも可能であれば参加させて頂き技術力の向上を図る。

(2) 各レク活動の継続

《取り組み》

入居者様が自主的に参加して頂き、次回も参加したくなる活動の提供をする。

1. 体操・音読・買い物外出の実施。
2. 職員による月1回担当のレクの再開。
3. 季節ごとの壁面工作を多くの方が参加できるように工夫する。

(3) 待機者の状況把握及び2人部屋の待機者の確保

《取り組み》

現在2人部屋の待機者は1組いらっしゃるが現実的に難しそうな方である為、今後の事を考え各事業所へ広報活動を行う。

1人部屋の待機者は入居の案内をした際にスムーズに入居できる状況であるか確認を行う。

1. 待機者には年1回の状況確認を行い音信不通の方には待機順番を削除する通知を出し待機順番の整理を行う。昨年度は待機者に入居の案内をすると「まだ大丈夫です」との声が多く聞かれ新規入居が難航しました。今年度はその様な事が起きないように連絡を取る。
2. 3か月に1度「ケアハウスかわら版」を作成し各地域包括支援センター等へ送付し活動報告を継続して行う。ホームページを定期的に確認し最新の活動風景の写真を掲載する。

(4) 市内の他のケアハウスへ見学に行く

《取り組み》

昨年度は新型コロナウイルスの影響で他のケアハウスへ見学を実施できなかった為、新型コロナウイルスの状況を見極めながら見学の申し込みを行い、他施設内がどのような様子かを肌で感じ良い点を多く吸収しガーデンライフ八千代をより良い施設にしていく。

令和3年 年間行事計画

	外出予定	定期活動
4月	お花見（桜見学）	【レク活動】 ・フラワーアレンジメント ・体操 ・音読 ・職員レク
5月	端午の節句・しょうぶ湯	
6月		
7月	七夕祭り	
8月		
9月		
10月	運動会	
11月		
12月	クリスマス会・ゆず湯	
1月	新年会・初詣	
2月	節分祭	
3月	ひな祭り	

*レク活動は新型コロナウイルスの影響により実施が難しい場合有り

週間定期活動予定

	午前	午後
日曜日		入浴
月曜日	リズム体操	
火曜日	体操	入浴
水曜日	買い物外出（希望者有りの場合）	
木曜日	音読	入浴
金曜日	買い物外出（希望者有りの場合） 第4：フラワーアレンジメント	
土曜日		入浴

研修計画予定

研修参加者氏名	研修項目	受講予定月
櫻井 清隆	普通救命講習	9月受講予定
高柳 孝子	認知症対応法	8月受講予定
高柳 孝子	普通救命講習	10月受講予定
田村 直美	日創研 SA コース	6月受講予定
田村 直美	普通救命講習	11月受講予定

愛生苑デイサービスかがやき
令和3年度事業計画

令和3年度 愛生苑デイサービスかがやき部門計画

《年度の振り返り》

令和2年度は正職員が4人体制となった。機能訓練指導員として正職員が1名入職した事で機能訓練に力を入れ、新たに加算を取得する事ができた。

その他の活動に関しては新型コロナウイルスの影響で、ボランティアさんによる活動はすべて中止となり、外出行事もすべて中止した。今まで行ってきた活動ができなくなり、機能訓練を中心とした活動へ見直す良い機会になっている。今後のご利用者の重度化に向けて、活動だけでなく設備の見直しも必要となっている。

営業面では、新型コロナウイルス流行で特に緊急事態宣言発令に伴う利用控えが発生し利用率が下がり、収入予測を下回る結果となってしまった。

月平均で3名の新規を獲得できないと利用率の維持、向上は難しい状況になっているのでコロナ禍における営業方法を考え、行っていく必要がある。

令和3年度部門方針

「在宅生活を支える施設を目指す」

《取り組み内容》

(1) 活動の充実化

- ・小集団での個別機能訓練を実施する。
- ・L I F Eへのデータ送信を行い、フィードバックを貰いサービス向上へ繋げる。
- ・機能訓練を中心とした活動へ見直しを行う。
- ・地域の催しに参加する。
- ・毎月の会議にて意見を集め活動の見直しを行う。

(2) 職員の確保・定着・育成

- ・職員の能力向上のため、無資格の職員には認知症介護基礎研修を受講してもらう。
- ・職員の面談を行い、提案を反映させる。
- ・係など個々に役割を持って働いてもらう。
- ・職員の役割変更を行う。
- ・新人職員への教育方法・進捗状況を全体で共有する。

(3) 業務の効率化

- ・手書きしている記録物をパソコン打ちにしていく。
- ・ほのぼのソフトを活用し重複している記録を整理していく。
- ・職員同士の声掛けの強化。

(4) 環境整備

- ・重度化対応するために浴室の整備を行う。
- ・工作材料の収納方法を変える。
- ・書類整理を行う。
- ・倉庫の片づけを行う。

(5) 営業活動について

- ・毎月実績持参時の営業周りを継続して行う。
- ・チラシ作成し営業周りで使用する。
- ・かがやきがどんな施設か、見ただけで解る冊子を作成する。

(6) 感染予防対策強化

- ・年2回の感染予防会議を行う。
- ・感染予防マニュアルの整備を行う。
- ・研修・訓練を実施する。(嘔吐処理の方法・熱発者が出た時の対応方法など)

(7) 業務継続に向けた取り組みと強化

- ・感染症や災害が起きた場合でも、業務継続できるように計画の策定を行う。
- ・災害時に備え、地域参加型の防災訓練をどうすれば行えるか検討する。

(8) 新加算の取得

- ・個別機能訓練Ⅰ・Ⅱ取得
- ・個別機能訓練Ⅱ取得 L I F E への計画書送信
- ・科学的介護推進体制加算 取得
- ・令和4年度からADL維持加算取得のため Barthel Index の測定を7月から行う。

グループホームなごみ
令和3年度事業計画

令和3年度 グループホームなごみ部門計画

令和2年度振り返り

・令和2年度は、満床になる月が4回ほどあり、満床率も90%以上となった為、売り上げも目標額を超えることが出来た。来年度も満床数を出来るだけ多く増やせるように、日々の利用者の健康状態などを把握しながら、体力維持が出来るように努める。

・委員会活動について

身体拘束委員会は、勉強会を中心に行い事例検討を行うことで、利用者の様子や接し方などを学ぶことで、職員の気持ちの変化などもあり、ご利用者への対応の仕方を職員同士で情報の共有ができてきているので、今後も事例検討を行いながら、「その人らしい生活」が送れるように勉強会を通して、理解力を深めていきたい。

感染症委員会は年3回ほど会議を開き、感染時期などに職員への周知を行うことが出来た。また、ご利用者で体調不良の方が出た為コロナ対応を行う。体調不良などが起きた時に、居室の変更などが出来た為ゾーニングなどを行うことが出来、感染防止を行うことが出来た。

地域交流委員会は、「あい・あい保育園」との交流を継続できることが出来た。11月になごみ職員がハロウィンの恰好をしながら、園児達との交流を行うことが出来た。来年度も、継続的に交流が出来るようにしていきたい。

防災委員会については、コロナ禍の為地域住民の方との訓練や地域での訓練などに参加が出来なかった為、今年度は、コロナの収束状況を見ながら検討していきたい。

GHの目標

～相手の立場に立って、物事を考察できるサービス作り～

1. お互いを認め合い、明るい職場作りをする。
2. ご利用者の為のサービスを提供する。
3. 相手の気持ちに立って行動をする。

(1) レクリエーション活動について

昨年度は、コロナ禍の為活動の自粛も多かったが、室内で行える行事などを全職員で、工夫しながら行事などを行っていた。ご利用者のフロアー移動などは行わず、職員の方が、各階を周り劇や手品などを披露して、ご利用者の方と楽しみました。令和3年度も、このようなやり方でご利用者の方と過ごしていくことになるでしょう。また、下半期までにコロナが落ち着き外出などの機会が出来れば、外出企画などを取り入れていきたい。

(2) 各委員会について

①地域交流委員会

コロナ禍ではあったが、昨年度から交流を行っている、「あい・あい保育園」とのハロウィン行事を行うことが出来た。今後も継続して行けるように、委員会を主体に活動を進めていきたい。また、RUN伴については、利用者の方とオレンジのTシャツを着ながら、近所で歩いている姿を動画や写真を取り、コロナ禍での活動を行うことが出来た。今年度は、RUN伴委員会が中心となって活動内容が、昨年に行っていた内容を行えるようにしていきたい。

②虐待・身体拘束防止委員会

令和2年度は、コロナ禍の為当初予定していた勉強会でロールプレーを行い、実体験などを行う予定でした行うことが出来ませんでした。勉強会は、事例検討で「パーソン・センタード・ケア」を行うことが出来たので、ご利用者の対応の仕方などをお互いに共有できたと思う。今後も、この勉強会も引き続き行っていきたい。年間委員会は、5月、8月、11月2月の年4回行う。虐身体拘束の勉強会は、年間2回以上を行えるようにする。

③感染症予防委員会

感染時期が来る前に、委員会から注意発起の用紙や呼びかけなどが出来た為、インフルエンザやノロウィルスなどに罹る方が出なかった。来年度も、委員会を中心に周知できるようにしていきたい。令和3年度から感染症対策の強化が義務づけられたので、改めて委員会の開催で、研修の実施、シミュレーションなどを委員会中心に行い、感染症の発生及び蔓延などに対する取り組みの強化をしていく。

④防災委員会

年3回の防災訓練を行い、消防立会い時に、消火ホースを使い初期消火を行い、避難誘導や避難の仕方などを学びながら、訓練を行っていきたい。また、非常用備蓄品についても確認を行い、期限などの確認を行っていきたい。

災害時においては、地域との連携が不可欠となる為、日頃から地域の方との交流を深め、災害時の訓練の際には、地域住民の方に参加が得られるように連携をしていきたい。

(3) 家族会について

令和2年度は、コロナの影響で家族会を行うことができませんでしたが、昨年10月に、ご家族の方へ進捗状況や活動で行った時の写真などを送りました。また、RUN伴を行った際の活動写真なども送りました。

今年度は、コロナが落ち着き次第とはなりますが、令和4年2月に行う予定。

(4) 令和3年度義務化や業務継続に向けた取り組み内容を踏まえて

- ・認知症への対応力向上に向けた取り組みとして、無資格者の職員に対して、認知症介護基礎研修の受講を行う。また、介護福祉士などを取得している職員も実践リーダー研修や指導者研修などの参加を行い、認知症の対応力の強化に努める。
- ・科学的介護推進加算の取得により、ご利用者一人ひとりのケアの質の向上やP D C Aサイクルに基づいて、介護サービスの質や科学的介護の取り組みを行っていききたい。
- ・感染症対策の強化や業務継続に向けた取り組みの強化などが、義務づけられている為、委員会などで取り組みながら、勉強会や訓練などを取り入れて対策していききたい。
- ・ハラスメント対策は、現状の就業規則の内容などを確認しながら、介護法改正に伴う法令に遵守していく。

令和3年度活動予定表

月	委員会・勉強会	全体行事・地域交流	GH 行事
4月			
5月	虐待・身体拘束委員会 感染症委員会		母の日
6月	防災委員会（消防訓練） 虐待・身体拘束勉強会		父の日
7月	感染症委員会		
8月	身体拘束委員会	祭り（予定）	
9月	虐待・身体拘束勉強会	敬老会	
10月	感染症委員会 防災委員会（消防訓練）		
11月	身体拘束委員会		
12月	虐待・身体拘束勉強会	クリスマス会	
1月	感染症委員会		初詣
2月	虐待・身体拘束委員会	豆まき	家族会
3月	防災委員会（消防訓練）		

※外出行事や大きなイベント行事などは、コロナの状態を見ながら決めていききたいと思っておりますので、予定として計画を立てています。

※地域交流委員会については、RUN 伴の開催要件などが決まり次第日程の調整を行っていききたいと思っております。

小規模多機能居宅介護なごみ
令和3年度事業計画

令和3年度 小規模多機能居宅介護なごみ部門計画

昨年度の振り返り

登録定員29名に増員という最大の方針を達成でき、実利用人数でも変更後27～28名を実現できたことは大きな収穫である。しかし高い利用率を維持する中で、残業が多く発生してしまい、人員面で十分な関わりをもったサービス提供ができていなかった。定員を増やすことと・上半期で退職が分かっている中で、計画的な職員補充が行えなかったことは、反省点として今後活かしていかななくてはならない。また、個人ごとの利用回数についてもバランスが悪くなり、平均的に回数が多く、新規の受け入れが困難になっているため、見直しが必要と感じる。

新人職員教育では、ツールの作成は行ったが、その活用や定期的なフォロー面談など、計画していたことが取り組めずに終わってしまっている。

新型コロナウイルスの影響では、ボランティア活動停止など、まずデイサービス活動の幅が狭くなっており立案に苦慮している。また、会議や勉強会開催も軌道に乗りかけたところで、中止や縮小を余儀なくされるなど、様々な取り組みが当初の狙い通りにいかなかった。幸い、なごみにおいて感染の発生は今のところ抑えられているが、感染対策についても、慣れや慢心がみられるため、気を引き締めて継続した取り組みが必要になっている。

部門方針

コロナ禍だからこそできる業務の見直し、再構築

新型コロナウイルスの影響もまだ続くことが予測される中、新しいことに取り組むことも大切であるが、義務化されたことや今まで取り組みが弱かった面を確実に行っていく事を主眼に据えていく。

サービス提供面では、お客様数の増加に合わせ、デイサービスの定員に入りきらない方への支援強化として、訪問の取組を更に強化していく。

取り組みのポイント

- ① コンプライアンスを意識した体制づくり
- ② 職員教育を計画的に実行
- ③ 働き方改革への取り組み
- ④ デイサービスだけでなく生活全体への関わり強化

① コンプライアンスを意識した体制づくり

- ・新たに義務化されたことへの取り組み

今年度より義務化された事項に関して、各種委員会とも連携しながら実践していく。

義務化された項目

- 感染症対策の強化（委員会開催、指針整備、研修・訓練実施）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から

業務継続に向けた取組みの強化（計画等の策定、研修・訓練実施）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から。

災害への地域と連携した対応の強化（計画策定、関係機関との連携、地域住民の参加）

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

科学的介護の取り組み推進 PDCA サイクルの推進

自立支援・重度化防止を科学的に進めるためのエビデンスの蓄積

蓄積されたデータ分析を現場にフィードバックすることで、さらなる科学的介護を推進

ハラスメント対策の強化

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント

カスタマーハラスメントに対する適切な対応

虐待防止の推進（委員会開催、指針整備、担当者配置、研修実施）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から。

- ・各種委員会が確実に活動できるバックアップ

シフト調整や、内容確認・助言を通じ、主体的な動きを促す。

委員会が活性化することで、体制強化や各職員のやり甲斐にも繋げる。

- ・既存の書式作成、取り組みについて、改めて見直しを行う。

実地指導が予想される中、計画的に準備に取り組む。

準備の過程で「やるべきこと」を再度確認し、継続的な取り組みに繋げていく。

委員会名	活動内容	担当者
防災委員会	防災訓練の計画（地域住民との連携も含めて） 防災備蓄品の管理 日常点検	菊地理佳子 園田健二
感染症予防委員会	感染症流行期前の啓発活動 感染発生時の対応方法周知 研修、シミュレーションの企画実施	戸田大樹 川合敬子
虐待・身体拘束防止委員会	人権擁護の観点からの正しい知識周知 研修の企画実施	松原真理 戸部正博
地域交流委員会	※新型コロナウイルスの感染状況を見ながら活動していく RUN伴参加 独居の方を中心に近隣との関係づくり	山口卓也 大澤沙樹

② 職員教育を計画的に実行

・定期面談実施

常勤職員（DO-CAP 面談）だけでなく、非常勤職員の面談も実施し、幅広い意見聴取に繋げる。

・役割遂行を通し、計画的な業務遂行の意識を持ってもらう。

役割	担当者	役割	担当者
シフト作成	戸田大樹	誕生日プレゼント準備	小宮真紀子
書式作成	山口卓也	フロア装飾	和田雅子
送迎表作成	川合敬子	カレンダー作成	星富美子
食数表作成・食材発注	菊地理佳子	環境整備	大澤沙樹
タイヘイ発注	松原真理		

・現場リーダー育成

主任ポスト不在が長くなっている。介護サービス提供に関して情報集約や対応・指示の要となる存在を競争意識の中で育成していく。

センター長、介護支援専門員も含め役割分担を明確にし、それぞれの業務に集中しやすい環境を整えていく。

・社内勉強会を活性化

実行担当者を毎回固定せず多くの人が実施役になることで、「聴く」だけでない主体的な取り組みにも繋げる。

・無資格者の研修派遣

今年度より義務化されたことを踏まえ、「認知症介護基礎研修」の受講派遣をする。

③ 働き方改革の取り組み

- ・職員増員に合わせ、動きの見直しなどを通して、時間を有効に活用できる視点づくり
事務的仕事だけでなく、工作準備なども勤務時間に進められるようお互いに協力していく。
- ・業務内容の見直しを行い「やらなくても良い仕事」があれば、削減していく。

④ デイサービスだけでない生活全体への関わり

- ・地域との関わり
- ・訪問の視点切り替え（生活環境として適切か）
特に独居の方が、「環境として最低限整っているか」という視点から、「生活の質を上げていく」という視点に切り替えて、生活支援を行う。 近隣住民との連携、地域の社会資源活用も積極的に進める。
- ・デイサービス活動も見直し
ボランティアの受け入れは今年度も厳しいと予測される中で、準備負担を軽くしつつ活動内容の幅を広げる。散歩時間の確保を行い、体力向上・気分転換を両立させる。

★年間計画★

月	行事など	委員会	研修、勉強会	その他
4			事故防止（危険予知）	
5		感染症予防 虐待・身体拘束予防	感染症対策	DO-CAP面談
6	消防訓練	防災	虐待防止	非常勤職員面談
7		感染症予防	認知症対応	
8	祭り	虐待・身体拘束予防	倫理・プライバシー保護	
9	敬老会		虐待防止	
10	消防訓練	防災 感染症予防	災害対策	
11		虐待・身体拘束予防	感染症対策	DO-CAP面談
12	クリスマス会		虐待防止	非常勤職員面談
1		感染症予防	ハラスメント対策	
2		虐待・身体拘束予防	事業継続計画	
3	消防訓練	防災		

※委員会は定期開催分のみ。必要に応じ随時開催する。

八千代市村上地域包括支援センター 令和3年度事業計画

令和3年度 八千代市村上地域包括支援センター部門計画

1. 令和2年度の総評

令和2年度は、新型コロナウイルスの発生と感染拡大に伴い、感染防止の観点から、生活支援体制整備事業、いきいき教室、村上圏域地域ケア会議などの業務が停滞せざるを得ない状況でありました。しかしながら、そのような状況を悲観的にとらえるだけではなく、コロナ禍でも高齢者の健康増進が行えるよう、むらかみ朝イチ体操を創設したことや、積極的な労務管理に取り組み、職員の工夫と努力のもと、前年度以前に比べ残業時間を大幅に削減できたことなどは、非常に評価できる取り組みであったと感じています。

また、各事業においても、健康増進(コラム)や消費者被害・高齢者虐待防止の周知を積極的に行うなど、コロナ禍でも行えること、コロナ禍だからこそ必要なものなどを考え事業推進が行えたことや、日頃から職員一人一人が感染防止の意識を持ち、地域包括支援センター機能を正常に維持できていること自体も、地域住民の利益につながっていることを実感しております。

2. 令和3年度の展望

令和3年度においては、前年度に実施した労務管理による支障や課題についての精査や対応、個人情報の管理強化等に取り組み、適切な運営を行っていくことをベースとし、人口推移データ等の傾向から、介護予防の促進、重度化防止に取り組んでいくとともに、若く・元気な高齢者が、地域を支える重要な人材として活躍できる、支え合いの仕組みを作り上げていくことに継続的・重点的に取り組んでいきます。

しかしながら、現在の情勢では、上記を含め、各事業の推進においては、新型コロナウイルスは無視できないものと考えられます。新型コロナウイルスの蔓延で世界が変わっていく中、潜んでいるリスクを事業ごとに精査し、コロナ禍においても高齢者の健康増進や生活・権利を支えるために、今まで以上に柔軟な発想力と行動力を発揮し、事業を展開していくことが求められます。

また、令和4年度には大和田包括支援センターの委託により、直営型地域包括支援センターが廃止されることが決定しています。基幹型での機能は残ることとなりますが、平成18年より続いていた八千代市地域包括支援センターの形が大きく変わることはありません。そのため、委託型の地域包括支援センターとして、直営型の基幹型移行において生じる問題や課題に注視し、地域包括支援センターの機能が低下することのないよう、さらには高齢者福祉のより一層の充実ができるよう、市町村への意見提示を積極的に行っていきます。

3. 令和3年度部門方針（重点的取り組み事項）

- 方針
- ・コロナ禍においても、介護予防・重度化防止が行える取り組みの実施と推進。
 - ・コロナ禍における、地域の支え合い体制の構築。

4. 各事業計画

八千代市地域包括支援センター運営方針に沿い、各事業を展開していく。

①総合相談業務

目的	目標	活動内容	実施回数・時期	評価指標・方法
<p>【1】 悩みや生活上の課題を抱える高齢者が適切な機関に相談できる。</p>	<p>【1】 高齢者や周囲の人が、地域包括支援センターの機能について知ることができる。</p>	<p>【1】 市民や地域団体に対し、センターの広報、相談方法や機能の周知を行なう。</p> <p>①センター独自のパンフレットの配布し、広報を行なう。</p> <p>②村上団地内・付近で周知活動に協力いただける商業施設等に、パンフレットの配布・設置を依頼し、周知及び連携の関係作りに努める。</p> <p>a. 村上公民館・ふれあいプラザ・中央図書館・ヨークマート村上店・メガドンキホーテ・イトーヨーカ堂に継続の依頼と設置を行う。</p> <p>b. 新たに村上団地内セブンイレブン・ジャパンミートに設置を依頼する。</p> <p>③村上団地内管理事務所にパンフレットの配布・設置を依頼し、周知と連携の為の関係作りに努め、広く地域住民への周知活動を行う。</p> <p>④各種講座開催時にセンターの広報を行う。</p> <p>⑤民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会支会等、地域団体の集まりに定期的に参加し、センター機能の紹介や情報の提供を</p>	<p>【1】</p> <p>①窓口・訪問対応時等随時</p> <p>②4月・10月</p> <p>a. 50部</p> <p>b. 20部</p> <p>③4月～6月 管理事務所4箇所に依頼</p> <p>④講座開催時</p> <p>⑤開催時原則出席</p>	<p>【1】</p> <p>①～⑤総合相談実績による相談件数</p> <p>②</p> <p>a. 継続の依頼と連携できた件数</p> <p>b. 打診結果の検証と連携できた件数</p> <p>③管理事務所と連携できた件数</p> <p>④実施回数</p> <p>⑤各定例会議等の出席回数と周知活動回数</p>

<p>【2】 高齢者の悩みや生活上の課題を、出来るだけ迅速に解決できる。</p>	<p>【2】 緊急性を正確に判断し、多面的な視点で相談・支援が行なえる。</p>	<p>行う。</p> <p>【2-1】 緊急性を精査し、センター内での協議・共有を積極的に行なう。</p> <p>①マニュアルを参照し、相談受付時に緊急度のレベル分けを行い、支援方針を決定する。</p> <p>②上記の結果や、感覚的な見解などを踏まえ、困難事例に対しては、迅速に三職種で協議の上、方針を決定する。状況により、複数名での訪問を検討する。必要に応じ、市へ協力を仰ぐ。</p> <p>③朝礼時の共有、ケース会議時の検討により、対応方法の強化を目指す。ケース会議で検討されたケースについては、次月での報告ケースとして経過を追う。また、ケース検討の際は、地域ケア会議の必要性の有無についても精査する。</p> <p>【2-2】 センター職員が連携し、共通の指標により問題解決に臨む。</p> <p>①八千代市の基準に従い、継続支援の必要性の有無を判断し、相談記録に根拠と具体的支援内容課内で共有する。</p> <p>②継続支援ケースについては、主担当者を定め、職員ごとに総合相談継続支援及び終結台帳を整備し、継続支援ケースの把握、進捗確認、終結の有無など全体の把握を行う。</p> <p>③ケース確認個別会議にて、セン</p>	<p>【2-1】</p> <p>① 相談受理時</p> <p>② 適宜</p> <p>③ケース会議：月1回</p> <p>【2-2】</p> <p>①相談受付時</p> <p>②随時</p> <p>③月1回</p>	<p>【2-1】</p> <p>①② 相談件数・協議回数（相談記録に記入）</p> <p>③ケース会議開催数</p> <p>【2-2】</p> <p>①総合相談対応件数</p> <p>②総合相談対応延べ件数</p> <p>③ケース確認会</p>
---	---	--	---	--

<p>【3】 民生委員及びその他の地域関係者との連携支援を目指す。</p>	<p>【3】 民生委員及びその他の地域関係者が、高齢者の異変を発見し、センターに連絡・相談をしてくれ、高齢者の生活を支える事ができる。</p>	<p>ター長と主担当で協議を行い、ケースの進捗状況の確認や、市の基準に沿った終結の判断、台帳の更新、記録の整備等を行う。</p> <p>④③での判断が困難な場合は、ケース会議にて継続支援ケースの検討や終結について検証し、決定する。</p> <p>【3】 地域の社会資源を把握し、連携を図る。</p> <p>①支会・民生委員の定例会議を通じ、包括機能の周知・地域からの相談事例の紹介等を行い、顔の見える関係作り・相談し易い環境作りを行い、地域のネットワークを作る。</p> <p>②課題を抱える個別ケースについては、個人情報保護に留意しながら、関係する医療機関・行政・民生委員・その他専門機関と連携を行ない、必要性に応じて地域ケア個別会議を行なう。</p> <p>③対応として地域課題にもなる個別ケースについては、地域ケア個別会議を開催する。地域包括ケアシステムの視点で地域課題の精査を行う。</p> <p>④地域ケア個別会議で上がった課題のうち、地域での解決が望ましい課題については、生活支援コーディネーターへ提言する。</p> <p>⑤必要に応じて認知症初期集中支援チームへつなぎ、協働支援を行う。</p>	<p>④検証必要時</p> <p>【3】</p> <p>①会議出席時</p> <p>②適宜</p> <p>③必要時適宜</p> <p>④適宜</p> <p>⑤必要時適宜</p>	<p>議実施回数</p> <p>④ケース会議実施回数</p> <p>【3】</p> <p>①会議出席回数と相談件数</p> <p>②連携件数・連携回数</p> <p>③検討件数</p> <p>④提言件数</p> <p>⑤相談件数と協働支援件数</p>
---	---	--	--	---

②権利擁護業務

目的	目標	活動内容	実施回数・時期	評価指標・方法
【1】 高齢者が虐待を受けずに生活することができる。高齢者の家族が虐待をせずに介護が出来る。	【1-1】 介護者を含めた地域住民が高齢者虐待に対する正しい知識を知ることができる。	【1-1】 ①高齢者虐待防止パンフレットを各講座時、団体向け等に配布し、高齢者虐待に対する正しい知識の普及・啓発を行なう。 ②公民館・ふれあいプラザ・中央図書館・ヨークマート・メガドンキホーテ・イトーヨーカ堂に、包括のパンフレットと共に高齢者虐待・介護相談窓口のパンフレット設置を依頼する。	【1-1】 ①随時 ②4・10月に、50部ずつ設置を依頼	【1-1】 ①配布枚数 ②各施設の残数からの分析と相談件数。
	【1-2】 高齢者が虐待にあっても、本人・家族が早期に相談できる。周囲の人が早期に発見して通報が出来る。	【1-2】 相談（通報）窓口の周知を行なう。 ①相談者・高齢者の心情や状況に配慮をした上で、高齢者虐待防止パンフレットを配布する。 ②イベント時に包括のPRの中で、権利擁護について強調し、地域住民や民生委員等からの早期発見を促す。 ③圏域の介護支援専門員、サービス事業所等に対し、早期発見・早期対応の為の通報窓口の周知と関連情報の提供を行う。（※全職員の周知を依頼） ④認知症サポーター養成講座や認知症についての講座を開催する際、地域支援推進員と話し合い高齢者虐待防止について、注意喚起・周知を行う。	【1-2】 ①随時 ②イベント時対応 ③年1回、提供票発送時に周知文章等を同封 ④講座開催時認知症推進委員と協議	【1-2】 ①配布枚数・通報数 ②実施回数・通報数 ③発送回数・通報数 ④実施回数
【2】 虐待を受けている	【2-1】 八千代市高齢者虐待防止マ	【2-1】 根拠のある対応・支援を展開する。 ①できる限り複数対応にてマニユ	【2-1】 ①通報時	【2-1】 ①～⑦

<p>高齢者の安全を迅速に確保する。</p>	<p>マニュアルに沿い、緊急性を判断し、迅速な支援対応を行なう。</p> <p>【2-2】 センター職員の高齢者虐待対応に関する知識や技能を向上させる。</p> <p>【2-3】 多機関と協力して、虐待の</p>	<p>マニュアルに沿った対応を行う。</p> <p>②通報時には、即時、センター内での通報時コア会議を開催する。</p> <p>③朝礼時や課内ケース会議を通し、情報共有を図る。</p> <p>④大きな変化があった際には、随時課内での会議を設ける。支援効果が得られないまま、虐待が継続している場合も同様とする。</p> <p>⑤やむを得ずモニタリングが主となる場合は、視点や回数・評価期間などを取り決め実施し、進捗状況を確認していく。</p> <p>⑥支援困難な場合は、市町村や権利擁護業務会議で相談する。</p> <p>⑦直接の通報でなくても、疑わしいと感じられたケースは課内で協議を行う。</p> <p>【2-2】 ①全職員が一定のスキルで対応が出来るよう、スキルアップのため研修に参加する。(実務研修・専門研修等)</p> <p>②権利擁護業務会議での判断基準統一化、対応の視点・支援方法等について、事例検討等を通して、協議していく。 上記について、他職種に報告・資料等の回覧を行い、課内の対応力の向上を図る。</p> <p>【2-3】 ①市内包括共同により、高齢者虐待防止勉強会を開催し、実務者</p>	<p>②通報時</p> <p>③随時及び月1回</p> <p>④随時</p> <p>⑤月1回のケース会議にて実施</p> <p>⑥随時</p> <p>⑦相談受理時</p> <p>【2-2】 ①年1回1名以上参加</p> <p>②会議出席時</p> <p>【2-3】 ①勉強会開催時(年1～2回程</p>	<p>虐待対応最終結案件数</p> <p>①～④対応件数</p> <p>⑤実施回数</p> <p>⑥相談回数</p> <p>⑦相談回数</p> <p>【2-2】 ①研修参加回数</p> <p>②事例検討回数</p> <p>【2-3】 ①勉強会開催回数</p>
------------------------	--	--	---	---

<p>【3】 判断能力が不十分であっても、高齢者が権利や財産を守ることができる。</p>	<p>解消が図れる体制を作る。</p> <p>【3-1】 高齢者が消費者被害に対する知識や情報を知ることができる。</p> <p>【3-2】 消費者被害を発見した際は、関係機関と連携をし、被害救済や再び被害に遭わない為の見守り体制・心の</p>	<p>間での相互理解を深め、連携を強化していく。</p> <p>②介護事業所を含む多数の機関が継続的な支援を行なっている場合、必要に応じ、関係者を収集した会議を開催し、情報や状況の共有と方針の確認等を行い、虐待の解消に向けた支援体制を強化する。</p> <p>③対応にあたり、迅速に多機関と連携していく為の情報共有資料として、台帳の整備を行い、適時活用していく。</p> <p>【3-1】 ①国民生活センターから出ている最新情報を包括入口に掲示し、周知を行なう。 ②権利擁護業務会議での情報共有や、市を通した警察や消費者センターからの情報を、課内会議で共有し、高齢者等に周知を行なう。 ③民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会支会での定例会や地域の集まり、講演の機会等で、①・②の情報の周知を行う。</p> <p>【3-2】 高齢者やケアマネジャー等からの相談時には、緊急性を図り救済策を協議と高齢者の心のケアを視野に入れて関係機関と連携を図る。日頃の情報収集・連携に努め、迅速な見守り体制を構築していく。</p>	<p>度)</p> <p>②随時</p> <p>③対応初期時点</p> <p>【3-1】 ①随時 ②月1回確認し、月1回の課内会議で共有。必要時の高齢者への注意喚起 ③各定例会出席時・講演時</p> <p>【3-2】 随時</p>	<p>②会議開催回数 虐待対応回数</p> <p>③対応件数と活用件数</p> <p>【3-1】 ①掲示回数 ②課内共有・周知回数 ③周知回数 ①～③相談件数</p> <p>【3-2】 相談件数 関係機関との連携回数</p>
--	--	---	---	--

	<p>ケアに留意した支援を行う。</p> <p>【3-3】 判断能力が不十分になった高齢者や、その家族が、成年後見制度等を円滑に利用できる。</p> <p>【3-4】 消費者被害、成年後見制度に関する研修に参加し、課内全体の対応力の強化をする。</p>	<p>【3-3】 ①主に、認知症を有する相談受領時、必要に応じて訪問等も行い、判断能力やリスクを精査する。 ②成年後見制度の必要性の精査を行い、必要な高齢者に対して適切な支援が受けられる様に、関係機関と連携を図っていく。</p> <p>【3-4】 ①消費者被害、成年後見制度に関する研修に参加し、被害者救済制度や成年後見制度の案内・利用する為の支援が行える知識と対応力を身に付ける。 ②関連情報は、随時課内で共有し、同一情報をもって対応をする。</p>	<p>【3-3】 ①・②随時、月1回の課内会議で共有</p> <p>【3-4】 ①年1回1名以上参加 ②随時</p>	<p>【3-3】 ①・② 相談件数・支援件数</p> <p>【3-4】 ①・② 研修参加回数・課内共有回数</p>
--	--	--	--	---

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

目的	目標	活動内容	実施回数・時期	評価指標・方法
<p>高齢者が住み慣れた地域の中で生活出来るよう、地域包括支援ネットワークを構築する。</p>	<p>【1-1】 多職種の間相互理解、協力体制を促進する。</p>	<p>【1-1】 地域ケア会議（個別・圏域・八千代市）の開催、研修の奨励を行い、多職種間でのネットワークを促進する。 （地域ケア会議の詳細・研修の奨励については後掲）</p>	<p>【1-1】 個別会議：2回 圏域会議：1回 八千代市ケア会議：開催時</p>	<p>【1-1】 実施回数</p>
	<p>【1-2】 地域課題を把握し、解決に</p>	<p>【1-2】 ①地域ケア会議にて検討した個別事例から、地域課題を把握する。</p>	<p>【1-2】 ① 個別会議：2回</p>	<p>【1-2】 ①協議回数</p>

<p>【2】 介護支援専門員が自立支援の観点からケアマネジメントが実施できる。</p>	<p>向けた協議が行える。</p> <p>【1-3】 圏域の介護支援専門員のニーズを把握し、地域資源への働きかけを行う。</p> <p>【2-1】 高齢者が抱えている課題に対して、多職種・多機関で検討し、解決につなげる。</p>	<p>②①で挙げた課題について、第2層生活支援事業協議体に提言する。</p> <p>【1-3】 ①圏域居宅介護支援事業所の管理者・主任介護支援専門員との意見交換の場を設ける。 ②①で挙げた地域課題について、第2層生活支援事業協議体に提言する。</p> <p>【2-1-1】 地域ケア会議の開催を促進する。 ①センターでのケース会議にて、地域ケア会議開催の必要性を検討する。 ②介護支援専門員への支援方法の一つとして、個別、圏域の地域ケア会議開催が有効と思われるケースについて、働きかけを行なう。</p> <p>【2-1-2】 地域ケア会議の開催により、多面的にケースの課題解決を図る。 ①地域ケア個別会議の開催 ・主に個別事例の問題解決のための協議を行い、事例を通じた地域課題の把握にも努める。 ・会議には、ケースに関わる関係者に加え、専門的見地からの指導・助言を得られる者の参加を勘案し、打診する。 ・会議開催時、会議運営の方針について説明・周知し、趣旨を理解</p>	<p>圏域会議：1回 ②協議体開催時</p> <p>【1-3】 ①年1回（上半期） ②協議体開催時</p> <p>【2-1-1】 ①月1回 ②3事例以上</p> <p>【2-1-2】 ①年間2事例以上</p>	<p>②提言数</p> <p>【1-3】 ①実施回数 ②提言数</p> <p>【2-1-1】 ①会議開催数 ②会議開催数</p> <p>【2-1-2】 ①検討事例数</p>
---	--	---	--	--

		<p>したうえで会議に臨めるよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議開催時、「個人情報保護に関する誓約書」への同意を得て、個人情報の遵守に努める。 ・会議開催後、1ヶ月以内に会議録を市の方針で規定されている参加者へ送付する。 ・会議開催後、事例への継続的な支援を実施する。 <p>②圏域地域ケア個別会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討、地域課題発掘、地域課題に対しての検討を実施。専門的助言からケースの課題解決を図るとともに、ケース支援に様々な資源を取り入れることや、会議参加者同士のネットワークの構築も狙いとする。 ・会議は、専門職、福祉関係者中心のメンバーで構成する。 ・会議運営の方針の説明、個人情報遵守、会議録については①と同様とする。 ・会議開催後、事例への継続的な支援を実施する。詳細は後掲。 ・前回の事例検討後の進捗を報告する。事例検討を実施した効果を確認できる場にする事で、参加者の意識向上を図る。 <p>③八千代市地域ケア会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師や歯科医師などから専門職から助言が得られる機会として、事例を選定し、ケースの自立支援や重度化防止、多職種連携支援の促進を図る。 	<p>②年1回以上開催</p> <p>③事例提供依頼時</p>	<p>②会議開催回数</p> <p>③事例提供回数</p>
	【2-2】	【2-2】	【2-2】	【2-2】

<p>地域ケア会議での検証結果が、ケアマネジメントに反映できるように支援を行う。</p> <p>【2-3】 介護支援専門員の専門性の向上、多職種との関係構築が図れる機会を促進する。</p>	<p>①地域ケア会議開催後に事例提供者と協議の場を設け、会議録に沿いながら、会議内容の確認、会議で出された提案の実行、役割分担等を確認する。場合により、担当者会議や個別地域ケア会議を開催する。</p> <p>②①の協議後、1～2か月毎を基準に経過を確認する。必要に応じて、課内での協議や個別地域ケア会議開催、サービス担当者会議開催などの対応を行なう。事例をリスト化し、進捗を管理する。</p> <p>【2-3】 ①八千代市地域包括支援センター共催により、研修会を開催する。 ②八千代市地域ケア会議について、圏域内の居宅介護支援事業所へ、会議の内容を伝え、傍聴を促す。 自立支援のケアマネジメント、多職種・多機関連携の必要性・重要性を学ぶ機会の増加と、実際の現場での連携増加へ繋げる。 ③包括で把握した研修案内、講習会などの情報を窓口で提示をすると共に、圏域内居宅介護支援事業所へ案内し、参加を促す。 ④圏域居宅介護支援事業所の管理者・主任介護支援専門員との意見交換の場を設け、情報共有などを通し、圏域居宅介護支援事業所の機能強化につなげる。</p>	<p>①随時</p> <p>②会議開催後、1か月以内に協議</p> <p>【2-3】 ①市と協議の上、決定 ②会議開催案内時、圏域内居宅介護支援事業所に実施</p> <p>③年度当初に年間計画を示すその他随時周知 ④年1回（上半期）</p>	<p>①会議開催回数</p> <p>②実施回数</p> <p>【2-3】 ①参加者数、事後アンケート ②参加事業所数、人数</p> <p>③周知回数</p> <p>③ 実施回数</p>
--	--	--	--

④認知症地域支援・ケア向上一部業務

目的	目標	活動内容	実施回数・時期	評価指標・方法	
【1】 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける事が出来る。	【1-1】 症状の進行に応じて適切な支援を継続的に行なう体制を作る。	【1-1-1】 認知症初期の段階から相談が出来る窓口を周知する。 支会の定例会参加時や、サロンや運動グループを対象とした認知症サポーター養成講座の開催時に、認知症の相談機関として、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを案内する。 地域包括支援センターのパンフレットや認知症ケアパスを配布する。	【1-1-1】 適宜実施	【1-1-1】 実施回数 実施後の相談件数	
		【1-1-2】 個々の状態に応じた適切な支援に繋がる様に、相談対応を行なう。 ①認知症ケアパスを用いて、相談者が症状や有効な治療・支援に対し、段階に合わせたイメージができるよう、相談対応を行う。 ②インフォーマルな資源や成年後見制度等も含めた、段階ごとに適した情報提供や支援を行う。	【1-1-2】	【1-1-2】	①相談件数 ② 相談件数
		【1-1-3】 対応困難な状態でも、迅速・適切に支援が受けられる体制を整備する。 ①オレンジ連携シートを用い、認知症初期集中支援チームへ繋ぎ、より専門的な支援体制を強化する。 ②認知症初期集中支援チームとの定期的な会議に参加し、ケースの処遇について継続的な検討を	【1-1-3】	【1-1-3】	【1-1-3】

	<p>【1-2】 地域の力を活用し、認知症の人を支援する体制を強化する。</p>	<p>行なう。</p> <p>③認知症初期集中支援チームとの情報交換や相談事例の検証などから、相談がしやすい関係作りや適切な事例を相談・依頼できるようにする。</p> <p>④市と協働で、多職種協働研修を開催し、専門職間の連携、認知症ケアの充実を図る。なお、企画に際しては、専門職種間の相互理解促進の視点を組み込めるよう提案する。</p> <p>【1-2-1】 認知症の方への支援者や、認知症になっても集える場が増える。認知症の方が暮らしやすい街づくりを行なう。</p> <p>①地域の集まりや民生委員・支会を対象とした認知症サポーター養成講座(またはスキルアップ講座)を開催し、認知症の方でも参加が持続できるように働きかけを行う。</p> <p>②圏域の集いの場を対象に生活支援コーディネーターと協同し、認知症の方を受け入れられるよう認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>③認知症キャラバンメイトやスキルアップ講座受講者に対し、認知症サポーター養成講座実施時に主体となって実施、もしくは補助を依頼する。</p> <p>④サロン等の参加が必要と思われる認知症高齢者に対し、上記団体やサロンの情報を提供し、必</p>	<p>③年1回以上</p> <p>④年1回</p> <p>【1-2-1】</p> <p>①年1回以上</p> <p>②年1回</p> <p>③認知症サポーター養成講座実施時</p> <p>④必要時</p>	<p>③研修開催数、事後アンケート</p> <p>④研修開催数 提案数</p> <p>【1-2-1】</p> <p>①実施回数</p> <p>②参加サロン数</p> <p>③協働回数/講座開催数</p> <p>④支援回数</p>
--	--	--	--	--

		<p>要に応じて紹介等の支援行う。</p> <p>⑤認知症サポーター養成講座開催時や既存のサポーターへ、アンケートを実施し、担い手発掘に取り組む。</p> <p>⑥生活支援コーディネーター主催の担い手養成講座にて担い手向けに認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の知識を普及する。</p> <p>⑦介護予防事業と関連させ、体操教室実施時に認知機能の低下がみられると判断された方に生活実態の聴取を行なっていく。</p> <p>【1-2-2】 市と協働で、認知症の方が本人発信できる機会の確保、認知症サポータースキルアップ講座、認知症家族交流会、小規模多機能部会やグループホーム部会との意見交換を開催し、認知症の方に対する理解や認知症ケア体制の整備を進める。</p>	<p>⑤講座開催時</p> <p>⑥担い手養成講座実施時</p> <p>⑦体操教室実施時適宜</p> <p>【1-2-2】 年各1回</p>	<p>⑤アンケート実施数</p> <p>⑥養成講座のアンケートにて理解できたの総数</p> <p>⑦支援数</p> <p>【1-2-2】 研修開催数</p>
--	--	---	---	---

⑤生活支援コーディネーター業務

目的	目標	活動内容	実施回数・時期	評価指標・方法
【1】 高齢者が住み慣れた地域で社会資源を利用しながら生活が続けられる。	【1-1】 高齢者が、社会資源を知ることができる。	【1-1-1】 社会資源の把握、情報収集を行い、可視化する。 地域の会議(民生委員・支会等)、地域の活動団体(サロン・元気体操グループ等)に出席・参加することにより、地域関係者との関係作り、社会資源(担い手となる人材の発掘含む)の情報を得る。	【1-1-1】 各団体1回以上の訪問	【1-1-1】 訪問回数

	<p>また、定期的に情報収集を行ない、情報を更新する。</p> <p>【1-1-2】</p> <p>① 市統一の社会資源マップを作成、配布し、広く住民へ周知していく。</p> <p>② 把握したインフォーマルな情報も含め、課内へ周知し、誰でも情報の提供や活用が出来るように更新する。</p> <p>【1-2】</p> <p>①圏域第2層協議体にて、下記が行えるように運営する。</p> <p>a.地域資源や情報のみえる化の推進</p> <p>b.地域課題の共有や解決策の協議</p> <p>c.地域特性に応じた取り組みの企画・立案・方針の検討</p> <p>圏域内での情報の共有、啓発を主な目的とする。</p> <p>②地域課題などに対し、第1層協議体や市レベルの地域ケア会議と連動して解決に臨む。</p> <p>【1-3-1】</p> <p>地域住民、既存団体と、地域資源を結び付け、自立を促すと共に、専門機関等の地域福祉意識の向上につなげていく。</p> <p>① 地域の住民、団体からの講師などの依頼については、包括内資源のほか、地域の資源も活用、協働していく。</p>	<p>また、定期的に情報収集を行ない、情報を更新する。</p> <p>【1-1-2】</p> <p>① 市統一の社会資源マップを作成、配布し、広く住民へ周知していく。</p> <p>② 把握したインフォーマルな情報も含め、課内へ周知し、誰でも情報の提供や活用が出来るように更新する。</p> <p>【1-2】</p> <p>①圏域第2層協議体にて、下記が行えるように運営する。</p> <p>a.地域資源や情報のみえる化の推進</p> <p>b.地域課題の共有や解決策の協議</p> <p>c.地域特性に応じた取り組みの企画・立案・方針の検討</p> <p>圏域内での情報の共有、啓発を主な目的とする。</p> <p>②地域課題などに対し、第1層協議体や市レベルの地域ケア会議と連動して解決に臨む。</p> <p>【1-3-1】</p> <p>地域住民、既存団体と、地域資源を結び付け、自立を促すと共に、専門機関等の地域福祉意識の向上につなげていく。</p> <p>① 地域の住民、団体からの講師などの依頼については、包括内資源のほか、地域の資源も活用、協働していく。</p>	<p>【1-1-2】</p> <p>① 市と協議の上、決定</p> <p>② 上半期1回 下半期1回</p> <p>【1-2】</p> <p>① 年2回開催 (10月、3月)</p> <p>② 開催時</p> <p>【1-3-1】</p> <p>① 依頼時</p>	<p>【1-1-2】</p> <p>①作成の有無</p> <p>②資料作成の有無</p> <p>【1-2】</p> <p>①開催回数</p> <p>③ 提案数</p> <p>【1-3-1】</p> <p>① 講演回数・地域資源につないだ回</p>
--	---	---	---	--

		<p>② 秀明大学からの協力を得られるか確認し、健康に関する講座等を通して団地内の介護予防に貢献していく。</p> <p>③ 地域団体等へ、季節に応じたお知らせや、必要に応じ出前講座を実施、他機関の紹介等で、活動支援していく。</p> <p>【1-3-2】 感染症に対応した活動への支援を行い、地域の動きを止めない働きかけを行う。</p> <p>① 前年度のアンケートをまとめ、圏域全体への感染症に対応した活動の提案、支援。</p> <p>② 既存団体へ継続した活動ができるように個別に働きかけ活動支援を行う。</p> <p>③ 外での活動の活発化のため、特にスタンプラリーの活性化につなげる。</p> <p>④ むらかみ朝イチ体操の継続と内容の充実を図る。</p> <p>【1-3-3】 新たな生活支援の担い手を増やす。</p> <p>① 担い手養成講座を村上団地内および圏域にて開催する。</p> <p>② 体操グループへの訪問時や、むらかみ朝イチ体操、いきいき教室など包括主催のイベントで担い手を発掘する。</p>	<p>② 年2回以上</p> <p>③ 各団体訪問時</p> <p>【1-3-2】</p> <p>① 5月</p> <p>② 4月より適時</p> <p>③ 4月より適時</p> <p>④ 4月より適時</p> <p>【1-3-3】</p> <p>① 上半期1回 (3回コース) 下半期1回 (単発)</p> <p>② 団体訪問時、イベントアンケート、朝イチ体操</p>	<p>数</p> <p>② 講座等回数</p> <p>③ 実施した回数</p> <p>【1-3-2】</p> <p>① 資料作成の有無及び、活動内容</p> <p>② 活動実施の有無</p> <p>③ 活動人数</p> <p>④ 参加人数</p> <p>【1-3-3】</p> <p>① 開催回数 集客人数</p> <p>② 人数</p>
--	--	--	---	---

			での声かけ	
--	--	--	-------	--

⑥介護予防普及啓発事業

目的	目標	活動内容	実施回数・時期	評価指標・方法
【1】 介護予防について理解し、自ら取り組みができる人が増える。	【1-1】 介護予防教室を開催し、介護予防についての意識の向上を図る。 【1-2】 介護予防教室終了後に、高齢者自身での取り組みが継続出来る。	【1-1】 ① 介護予防教室を2回開催で1クールとし、計8クール(計16回)開催をする。 ② 介護予防教室の開催にあたり、2か月前から周知活動を行ない、周辺居宅介護支援事業所などにも提供票等と共に送付して、幅広く地域住民の方へ周知・案内を行う。 ③ 運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・閉じこもり予防・認知症予防について地域住民に向けて広く案内していく。 ④ 事後アンケートを実施し、生活支援の担い手の発掘を行う。対象者がいた場合には生活支援コーディネーターと連携して地域の発展につなげる。 【1-2】 ① 介護予防教室時、運動への取り組みが習慣化するよう厚生労働省のサイトの利用や声掛け等を行う。 ② 終了後、自宅でも簡単に取り組めるような介護予防の知識を提供する。 ③ 取り組みが続くよう、地域包括支援センター、各地区のサロンや元気体操グループ、そ	【1-1】 ① 12月までに実施 ② 開催前 ③ 開催時 ④ 開催時、2回目 【1-2】 ① プログラム開催時 ② プログラム開催時 ③ 開始時、終了時	【1-1】 ① 実施回数 ② 総参加者数／新規参加者数 新規の周知活動実施地域数 ③ アンケート結果の「参考になった項目」の回答 ④ アンケート後に担い手として発掘された数 【1-2】 アンケート結果 ①「理解できた」の回答数 ② 「継続できそう」の回答数 ③ 「通いの場を案内してもら

<p>【2】 地域住民の健康に対する知識を深め、地域全体の健康への意識が向上する。</p>	<p>【2-1】 周知活動や講座等を通して地域住民の健康の増進を図る。</p>	<p>の他健康教室等について案内し、実際に繋げる働きを行なう。</p> <p>④ 自宅でも運動を続けて頂けるよう、元気体操のメディアの交換について周知する。</p> <p>【2-1】</p> <p>①包括入口に季節ごとの留意点や疾患の対策を記載したむらかみ健康コラムを掲示、窓口や介護予防教室での配布、また生活支援コーディネーターと協力し、地域の集まりでも配布し、周知を行なう。</p> <p>②団地内にて継続的にむらかみ朝イチ体操を実施し、地域住民の健康意識の向上、外出の機会を作る。</p> <p>③むらかみ朝イチ体操の場で自宅でも出来るストレッチの提案し、自宅で実施できるよう資料を自由に持ち帰ることができるよう設置。地域住民の健康維持を目指した継続した運動ができるように支援する。</p> <p>④むらかみ朝イチ体操実施時にスタンプカードを実装。地域住民が継続した運動への達成感が得られるよう支援する。</p> <p>⑤むらかみ朝イチ体操の場所を参加者数に応じて移動を検討するために生活支援コーディネーターへ働きかけ UR 都市機構へ依頼を実施する。</p>	<p>④ プログラム開催時、プログラム終了時</p> <p>【2-1】</p> <p>① 3ヶ月毎</p> <p>②むらかみ朝イチ体操実施時適宜</p> <p>③毎月内容を変更 むらかみ朝イチ体操実施時</p> <p>④むらかみ朝イチ体操実施時</p> <p>⑤体操時の人数が 20 人を超えた時点</p>	<p>「いたい」の回答数</p> <p>④ 参加者のメディア交換枚数</p> <p>【2-1】</p> <p>①総配布枚数</p> <p>②参加者数</p> <p>③資料の持ち帰り枚数</p> <p>④スタンプカード配布枚数</p> <p>⑤場所の移動の実施の有無</p>
---	---	---	---	--

	<p>【2-2】 疾患に対する早期発見や社会参加・貢献の機会を促進し、介護予防に繋げる。</p>	<p>【2-2】 地域での体操教室の際、認知症状がみられるような方については認知症地域支援推進員に繋ぎ、生活実態の把握に努める。意欲ある人材や活動の場を探している方に関しては生活支援コーディネーターへ繋げられるよう働きかけていく。</p>	<p>【2-2】 体操教室実施時</p>	<p>【2-2】 声をかけた回数 実際に支援や他教室、担い手として繋がった件数</p>
--	---	--	---------------------------------	--

⑦介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援

目的	目標	活動内容	実施回数・時期	評価指標・方法
<p>【1】 総合事業及び予防給付サービスを利用する高齢者が、介護予防や自立意識を持ち生活を送ることができる。</p>	<p>【1-1】 高齢者が自ら介護予防の取り組みが出来る。</p>	<p>【1-1】 地域の社会資源を活用し、自立支援に向けたマネジメントを行なう。 要支援認定者、事業対象者について、地域資源の活用が行えるよう、つながるマップを配布し、案内する。</p>	<p>【1-1】 ①通年</p>	<p>【1-1】 ①配布数</p>
	<p>【1-2】 高齢者が迅速、適切にサービスを受ける事ができる。</p>	<p>【1-2-1】 適切にマネジメント業務が行えるよう、法令を遵守する。 ①八千代市条例（平成26年11月28日条例第32号）、八千代市運営方針に則り、業務を行う。 ②自己チェック表を活用し、定期的な進捗管理を行い、不備の防止を図る。 ③介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント一部業務委託に関しては、センター長と主任介護支援専門員で役割分担をし、管理する。</p>	<p>【1-2-1】 ①年1回・各自読込 ②通年 ③通年</p>	<p>【1-2-1】 ①実施回数 ②チェック表で整備確認 ③チェック表で整備確認</p>

		<p>④委託先居宅介護支援事業所に対し、運営方針を説明・周知する。</p> <p>【1-2-2】 高齢者が適切な支援が受けられるための体制を作る。</p> <p>①外部研修などに参加し、課内でも共有を図る。介護保険に対する正しい知識と情報を持ち、ケアマネジメントを行なう。</p> <p>②支援困難なケースにおいては、ケース会議、地域ケア会議等を活用し、自立支援の観点から支援方法を検討する。</p> <p>③サービスを希望する要支援認定者、事業対象認定者をケアマネジメントに迅速に繋げられるよう、委託可能な居宅介護支援事業所の情報を集約・更新し、共有する。</p>	<p>④委託契約時</p> <p>【1-2-2】</p> <p>①1名以上</p> <p>②月1回ケース会議開催（検討は必要時）</p> <p>③随時</p>	<p>④実施回数／委託開始事業所数</p> <p>【1-2-2】</p> <p>①研修参加人数・回数</p> <p>②ケース検討回数</p> <p>③一部業務委託数</p>
--	--	---	---	--

5. その他の事業・取り組み

①個人情報の取り扱いに関する整備

八千代市運営方針第5条個人情報取扱いに関する方針を厳守し、運営する。業務に当たっては、八千代市の「個人情報の取り扱いに関する運用について」や、当センターの「個人情報保護方針」を参照し行う。なお、業務遂行上、個人情報の漏洩が防げるよう、より具体的な対応策を講じることとする。

②労務管理の強化継続

より専門性の高い業務・活動に取り組むため、また、職員の衛生管理として、常に業務内容（雑務含む）を整理し、必要があれば効率化など改善に努める。職員の勤務状況や実態を適切に把握・管理したうえ、随時、個別的・体制的両面から必要な対策を講ずる。

③業務管理の徹底

労務管理の一環として、残業時間の削減などの取り組みを行っていることにより、質・量ともに業務上の支障や課題が出現していないかを随時確認し、状況により必要な対策を講じていく。日頃から職員との対話を通し確認を行うが、以下の項目については、定期的に進捗状況を確認する。

- ・事業計画進捗状況確認(月 1 回以上)
- ・総合相談業務の継続支援状況の確認(月 1 回以上)
- ・総合相談業務の相談・支援記録整備状況の確認(6 か月に 1 回以上)
- ・介護予防支援及び介護予防マネジメントの必要書類整備状況の確認(1 年に 1 回以上)

④職員の育成

1. 職員に対し、年 2 回程度の面談を実施する。個人に合わせた目標を設定し、達成できるように助言・指導を行なう。
2. 各主担当事業について、計画、実施、評価、再計画のプロセスを主体的に実践し各事業を通して課題を抽出・整理し、会議にて提示することとする。実施に際しては、個別的な相談、課内会議にて精査を行うことで、フォロー体制を作る。
3. 本計画に定めた会議や研修、その他外部研修により、ケース対応力の向上や、地域包括支援センターの運営に係る知識と技能の向上を図る。研修に関しては、感染症予防対策として、Web 研修も奨励する。
4. 相談支援業務に関しては、月 1 回以上の状況確認を行い、支援状況の確認や必要に応じ支援方針や方法の修正を行う。また、総合相談・高齢者虐待防止対応については、必要に応じ、訪問に同行し、育成やサポートを行なう。

⑤災害など不測の事態への体制強化

感染症の拡大・地震・台風直撃などの大規模災害に見舞われたときに、センター機能を維持し、責務に沿った業務が行えるよう BCP を策定する。

⑥感染症対策

新型コロナウイルス含む感染症の罹患を防ぎ、地域包括支援センター機能が維持できるよう、職員の体調の確認や職場環境の整備を継続的に行う。

⑦在宅医療・介護連携推進事業

1. 主に管理者会議を通し、市町村との連携方針を定めていく。
2. 委員として在宅医療・介護連携推進会議に参加し、八千代市の医療・介護連携推進にむけ、意見提示と協議を行なう。

6. 年間予定

①会議

事項	目的	開催頻度(予定)	対象
法人代表者会議	八千代市運営方針参照。	年 1 回程度	センター長

八千代市地域包括支援センター管理職会議	八千代市運営方針参照。	毎月1回	センター長
介護予防ケアマネジメント業務及び一般介護予防事業会議(介護予防関連業務会議)	八千代市運営方針参照。 他センターとの情報共有を通し、各事業の計画の向上や発展、改善等を行う。	毎月1回	主任介護支援専門員 看護職
権利擁護業務会議	同上。	毎月1回	社会福祉士
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務会議	同上。	毎月1回	主任介護支援専門員
認知症地域支援・ケア向上業務会議	同上。	月1回程度	認知症推進員 看護職
生活支援コーディネーター業務会議	同上。	年4回以上	第2層生活支援コーディネーター
八千代市地域ケア会議	八千代市運営方針参照。	年4回程度	全職員
第1層生活支援体制整備事業協議体会議	生活支援サービスのニーズ把握、担い手の把握、養成及び連携、生活支援コーディネーターの配置、その他生活支援体制整備事業に関することの協議。	開催時	第2層生活支援コーディネーター
認知症初期集中支援チームとの連絡調整会議	チームとの情報交換や相談事例の検証などから、相談が行いやすい関係作りや適切な事例を相談できるように共有を図る。	年1回以上	認知症コーディネーター
八千代市高齢者虐待防止連絡会議	高齢者虐待の現状から課題を抽出するとともに、各機関との連携状況を再評価し、より機能的な高齢者虐待防止ネットワーク作りを図る。	年1回	社会福祉士
八千代市在宅医療・介護連携推進会議	八千代市在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施。	年2回程度	センター長
地域密着型サービス運営推進会議 ・グループホーム美乃里 ・特別養護老人ホームむらかみの郷	施設の健全な運営と入居者が快適で心身ともに充実した生活が実現できるよう、地域の関係機関として会議に出席し、協議を行う。	年6回程度	センター長 認知症推進員
地域密着型サービス運営推進会議 ・小規模多機能ホームアゼリアガーデン ・デイサービスセンター美乃里 ・定期巡回・随時対応型訪問介護	地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図るという目的に沿うよう、地域の関係機関として会議に出席し、協議を行う。	年6回程度	センター長 認知症推進員

看護むらかみの郷 ・リハプライド勝田台 ・だんらんの家		年2回程度 年2回程度 年2回程度 年2回程度	
村上地域包括支援センター課内会議	村上地域包括支援センター職員間の情報共有、センター運営、各事業についての進捗確認、協議、問題の検討。	毎月1回	全職員
村上地域包括支援センターケース会議	村上地域包括支援センター職員間でケース協議、共有を行い、ケース対応力の強化、ケース対応の適切化を図る。	毎月1回程度	3職種職員
村上地域包括支援センターケース確認個別会議	継続支援ケースに対し、主担当者とセンター長により、継続支援の必要性の有無、方針の確認、終結の判断についての協議を行う。	各職員毎月1回	3職種職員

②研修計画

八千代市運営基準に定められた研修受講基準に沿い、研修参加を奨励する。具体的計画は下記とする。

事項	目的	頻度	主な対象
高齢者虐待防止対策研修 (専門研修)	高齢者虐待防止対応力の向上。	年1回 開催時	社会福祉士・受講歴の古い職員
消費者被害・成年後見制度に関する研修	成年後見制度の理解向上。	年1回 開催時	社会福祉士を中心に1名以上
主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員資格の取得。	年1回 開催時	受講資格のある職員(該当する場合)
ケアマネジメントに関する研修	ケアマネジメントの向上、制度理解、スーパービジョン等スキルの向上。	年4回以上 順次	主任介護支援専門員 全職員
在宅医療・介護連携に関する研修	在宅医療知識の向上、医療連携の促進。	年1回以上	看護職
第1層生活支援コーディネーター主催研修	生活支援体制整備事業の促進。	年1回以上	第2層生活支援コーディネーター
生活支援コーディネーター関連研修(市の定める研修)	生活支援体制整備事業の促進。	年1回以上	第2層生活支援コーディネーター
認知症にかかわる支援体制構築のための研修	認知症地域支援・ケア向上一部業務の促進。	年1回	認知症コーディネーター
認知症キャラバンメイト養成研修	認知症キャラバンメイトの設置促進。	開催時	未受講の職員

認知症キャラバンメイトのスキルアップに関する研修	認知症地域支援・ケア向上一部業務の促進。	年1回	キャラバンメイト1名
--------------------------	----------------------	-----	------------

7. 事業評価

毎月、委託者に業務実績報告を行い、八千代市地域包括支援センター運営協議会にて事業評価を受ける。課内では、上記に挙げた取り組みについて、毎月の会議で検討・進捗管理を行う。9月に上半期の進捗管理、評価、2月に年度評価を行う。